

学校が指定する日までに申請書類を学校へ提出する必要があります。

令和2年度新入生向け 高等学校等就学支援金 申請のしおり

高等学校等就学支援金制度とは

保護者の所得金額が一定未満の場合、国が高校の授業料を負担する制度です。
申請しない場合や要件を満たさない場合は、授業料を納入する必要があります。
奨学金とは違い、返還は不要です。

※ 就学支援金は、納入すべき授業料を国が代わって納入するものです。

保護者等が直接支給を受けるものではありません。

※ 今回の申請は4～6月分の授業料分になります。学校の定める期日までに申請した場合、結果は7月中旬に送付する予定です。(ただし、申請書類等に不備がある場合、通知が遅れることがあります。)

< 県内公立高等学校の8割以上の生徒が利用しています。 >



1 就学支援金支給額

課程	支給額（授業料相当額）
全日制	118,800円（年額）
定時制（単位制課程を除く）	32,400円（年額）
定時制（単位制課程）	1,740円（1単位につき）
通信制	330円（1単位につき）

※ 定時制（単位制）と通信制においては、履修単位数に応じた支給になります。

※ 年間で30単位、在学期間の通算で74単位が支給できる上限の単位数です。

※ 在学期間中継続して就学支援金を受けるためには、各年度において下記の要件を満たす必要があります。

2 対象となる方

次の①～④のすべての要件に該当する方が対象です。

- ① 生徒本人が国内に住所を有していること。
- ② 高等学校等を卒業又は修了していないこと。
- ③ 高等学校等の在学期間が通算で36月（定時制・通信制は48月）を超えていないこと。
- ④ 保護者（親権者）の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合計が50万7,000円未満の世帯であること。

※ 原則保護者（親権者）全員分（例：父母がいる場合は父と母の両方）の金額で判断します。

※ どのような世帯構成であっても、所得基準額（50万7,000円未満）は変わりません。

<文部科学省の試算によると世帯年収の目安は、910万円です>

両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の子供がいる4人家族のサラリーマン世帯をモデルとしています。

世帯年収の目安は世帯状況（家族構成、サラリーマンか自営業か等）によって大きく異なる場合があります。

市町村民税・道府県民税所得割額の確認方法は、4ページを参照してください。

3 提出書類

次の①と②（③は該当者のみ）の書類を、学校が指定する日までに、学校へ提出してください。ただし、就学支援金を受けない方は、①のみ提出してください。

① 高等学校等就学支援金受給資格認定申請・届出書（7ページ参照）

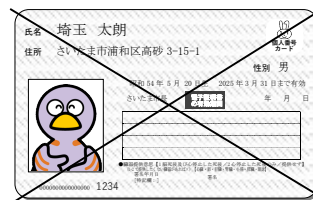
② 個人番号カード（写）等貼付台紙（9ページ参照）

※ 親権者のマイナンバーカード(裏面)又は通知カード(表面)の写しを貼り付けたもの。
（12桁のマイナンバーが記載された面になります。）
親権者がいない場合は、5ページを参照してください。

マイナンバーカード（裏面）



通知カード（表面）



※ 表面は貼り付けません

※ マイナンバーカード（写）等を提出した場合でも、税額を確認できなかった際は、後日課税証明書等の提出をお願いすることがあります。

③ 世帯の状況により必要な書類

ア 生活保護法による生活扶助を平成31年1月1日現在受けている世帯の場合

… 福祉事務所が証明する生活保護受給証明書（世帯全員を記載）

イ 生徒本人が成人の場合

または、主たる生計維持者のマイナンバーカード（写）等を提出する場合

… 生徒本人の健康保険証の写し

ウ これまでに他の高等学校等に在籍し、
就学支援金を受給していた期間がある場合

… 過去の就学支援金の受給歴を証明する書類（前籍校から渡されます。）

※ 提出書類は、提出用封筒に入れ、封をしたうえで学校提出期日に生徒を通じて提出してください。保護者等が持参又は郵送する場合は3ページを参照してください。

生徒が学校に持参・提出する場合は、このページの身元確認書類は不要です。

<保護者等が書類を直接、学校に持参又は郵送する場合は>

マイナンバーカード（写）等の提出に当たり、別途、下表の身元確認書類の提示・提出が必要です。

持参の場合は、提出の際に、身元確認書類を提示してください。

※生徒が持参・提出する場合は、身元確認書類は不要です。

	保護者等の身元確認書類 ※生徒の確認書類は不要です。
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード）の表面
マイナンバーカードをお持ちでない方	<p>顔写真付身分証明書（次の①～⑤の書類から1点）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 運転免許証又は運転経歴証明書 （交付年月日が平成27年4月1日以降のものに限る） ② 旅券（パスポート） ③ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ④ 在留カード、特別永住者証明書 ⑤ 本人の写真の表示のある身分証明書等で個人識別事項の記載があるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 税理士証票、顔写真付き学生証、顔写真付き身分証明書、顔写真付き社員証、戦傷病者手帳 ・ 顔写真付き資格証明書 例：船員手帳／海技免状／狩猟・空気銃所持許可証／宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）／電気工事士免状／無線従事者免許証／認定電気工事従事者認定証／特種電気工事資格者認定証／耐空検査員の証／航空従事者技能証明書／運航管理者技能検定合格証明書／動力車操縦者運転免許証／教習資格認定証／検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等 <p>※ ①～⑤の書類をお持ちでない場合は以下の書類から2点 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p>

<個人番号の利用目的>

マイナンバー（個人番号）は、高等学校等就学支援金の審査（市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の確認）に使用します。

その他、次の申請をする場合は、その審査にマイナンバーを使用します。

- ・ 国公立高等学校等奨学のための給付金の支給申請
- ・ 県立高等学校等学び直し支援金の支給申請

4 市町村民税・道府県民税所得割額の確認方法

□住民税が非課税の方（課税されない方）

… 市町村民税所得割額・道府県民税所得割額は 0 円です。

※ 住民税が非課税か不明な場合はお住まいの市区町村役場までお問い合わせください。

□住民税が勤務先の給与から差し引かれている方

… 令和元年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収額の決定・変更通知書（納税義務者用）を御確認ください。

令和元年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収額の決定・変更通知書（納税義務者用）		定 額 徴 収 書	
所得割額	主たる給与以外の給与所得割額	市町村民税所得割額	道府県民税所得割額
均等割額	均等割額	均等割額	均等割額
合計	合計	合計	合計
給与所得	給与所得	給与所得	給与所得
給与所得割額	給与所得割額	給与所得割額	給与所得割額
均等割額	均等割額	均等割額	均等割額
合計	合計	合計	合計
給与所得	給与所得	給与所得	給与所得
給与所得割額	給与所得割額	給与所得割額	給与所得割額
均等割額	均等割額	均等割額	均等割額
合計	合計	合計	合計
給与所得	給与所得	給与所得	給与所得
給与所得割額	給与所得割額	給与所得割額	給与所得割額
均等割額	均等割額	均等割額	均等割額
合計	合計	合計	合計

※ お住まいの市町村により様式が異なります。

□上記以外の方

… 令和元年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書を御確認ください。

令和元年度 市市民税・県民税 税額決定 納税通知書		令和元年度 市市民税・県民税 税額算出内容	
課税所得	課税所得	課税所得	課税所得
均等割額	均等割額	均等割額	均等割額
合計	合計	合計	合計
課税所得	課税所得	課税所得	課税所得
均等割額	均等割額	均等割額	均等割額
合計	合計	合計	合計
課税所得	課税所得	課税所得	課税所得
均等割額	均等割額	均等割額	均等割額
合計	合計	合計	合計

※ お住まいの市町村により様式が異なります。

「市町村民税の所得割額」と
「道府県民税の所得割額」を確認します。

「住民税課税額合計額」ではありません。

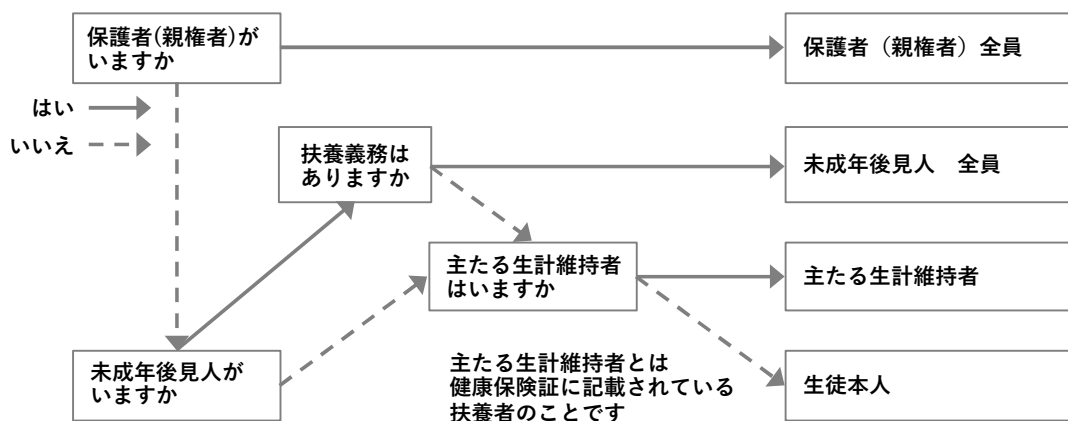
「市町村民税の均等割額」と
「道府県民税の均等割額」は含みません。



5 よくある質問と回答

質問1 誰のマイナンバーカード（写）を提出すればいいですか。

原則、保護者（親権者）全員分（父母がいる場合は父と母の両方）が必要です。
保護者（親権者）がない場合は、次のとおりです。



※ 家庭の事情により保護者等全員分の提出が難しい場合は、在籍する学校へ御相談ください。

質問2 マイナンバーカードを持っていません。

通知カードの写しを「貼付台紙」に貼り付けて提出してください。

通知カードをお持ちでない場合は、マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写しを提出してください。

住民票は、保護者の住民票のみ提出してください。

住民票の写しを提出する場合でも、「貼付台紙」に必要事項を記入して提出してください。

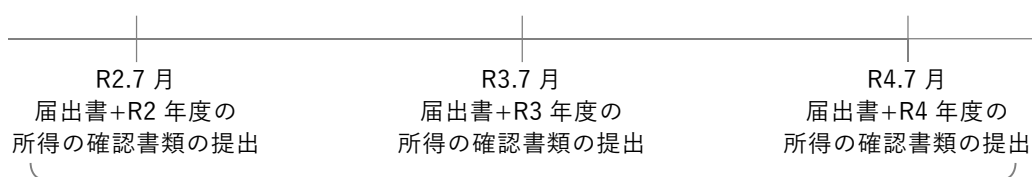
※ 生徒本人等、保護者以外のマイナンバーが住民票に記載された場合は、保護者以外のマイナンバーを判別できないように黒塗りした上で提出してください。

質問3 マイナンバーカード（写）の代わりに課税証明書の提出でもいいですか。

原則、マイナンバーカード（写）の提出をお願いしますが、マイナンバーカード（写）の代わりに市町村役場発行の令和元年度課税証明書や特別徴収税額決定通知書、納税通知書（写しでも可）を提出することも可能です。

ただし、マイナンバーカード（写）の提出がない場合、毎年度7月に、所得確認のため、収入状況の届出と所得の確認書類等の提出が必要になります。

マイナンバーカード（写）を提出し、就学支援金が認定になった場合は、収入状況の届出と所得の確認書類等の提出が不要になりますので、マイナンバーカード（写）の提出をお勧めします。



マイナンバーカード（写）を提出し、就学支援金が認定になると、届出・所得の確認書類の提出が不要になります。

質問4 支給対象となる所得基準額以内であるか分かりません。

特別徴収税額決定通知書や納税通知書で、保護者等全員分の令和元年度市町村民税所得割額と道府県民税所得割額を確認します。

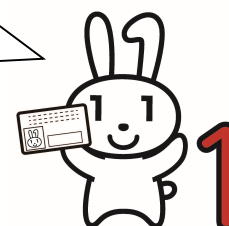
保護者等全員分の合計（下表の○囲みの金額）が50万7,000円未満であれば、所得基準額以内です。

	市町村民税 所得割額	道府県民税 所得割額	計
保護者①			
保護者②			
計			

マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。

マイナンバーは、市区町村から、住民票の住所あてに送付される「通知カード」に記載されています。

「通知カード」の紛失等でマイナンバーがわからない場合は、住民票のある市区町村にお問い合わせください。



申請書記入例

(1) 新入生4月申請用

様式第1号 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書 (第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条第1項)

入学式の日付を記入します。

埼玉県教育委員会 宛

令和2年4月8日

※太枠内は生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。

生徒が在学する学校の名称 埼玉県立埼玉高等学校		連絡先 自宅の電話番号	
学科・学年・クラス・番号 (科 1年 1組 1番)			
ふりがな	さいたま	いちろう	
生徒氏名	姓 埼玉	名 一郎	保護者等の携帯番号 (生徒との続柄)
生徒の生年月日	昭和 平成	16年4月7日	
生徒の住所	〒330-9301 埼玉県 さいたま市 浦和区高砂3-15-1		

申請する場合は
こちらに☑します。

高等学校

申請しない場合は、特別徴収決定通知書等で必ず
金額を確認の上、こちらに☑します。

<input checked="" type="checkbox"/> 受給資格認定申請書	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。
<input type="checkbox"/> 不申請の申出書	申請しない場合は、該当する理由に☑します。 その他に☑した場合は、理由を記入します。
※ 申請しない理由 <input type="checkbox"/> 市町村民税所得割と道府県民税所得割の合算額 507,000 円以上のため <input type="checkbox"/> その他 ()	

※「不申請の申出書」に☑をする場合(申請をしない場合)は、以下の欄の記入及び課税証明書等の添付は不要です。

次の事項を必ず確認の上、☑を付けてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。 また、記載事項を確認の上、必ず☑してください。	現在の高校における在学期間 について記入してください。
-------------------------------------	--	--------------------------------

【1. 高等学校等の在学期間について】

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 埼玉県立 埼玉 高等学校	令和 2年 4月 8日～ <うち支給停止(休学)期間> 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校(全日制)
②-1過去に別の高等学校等に在学していた期間	立	過去に別の高等学校に在学していた場合など、該当がある場合は、忘れず記入してください。	
②-2過去に別の高等学校等に在学していた期間	立	平成 年 月 日～ <うち支給停止(休学)期間> 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科

- ※ 次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
- ・ 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業もしくは修了した者
 - ・ 高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制の場合は48月)を超えた者(ただし、就学支援金の支給停止期間(休学期間)は含めません。)

申請書記入例

4月～6月にチェック

(1) 給付金又は支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかに☑を付けてください。)

<input checked="" type="checkbox"/> 4月～6月 (個人番号カードの写し等 又は令和元年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (個人番号カードの写し等 又は令和2年度の課税証明書等を添付)
--	---

(2) 申請時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等又は課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑦までのいずれかの記入例では②に☑が入りますが、
両親分のマイナンバーカード (写) 等
又は課税証明書等を添付する場合はこちらに☑します。)

(2) - 1 次の保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付する	
① <input type="checkbox"/> 親権者 (両親) 2名分	
② <input type="checkbox"/> 親権者 1名分 (②に該当する場合は、 親権者の1名が控除対象所得制限の要件に影響がない場合 親権者の1名が課税期間中に課税されていない場合 離婚、死別、未婚等に親権者が存在するもの又は課税証明書等を添付する)	保護者 (親権者) 1名分のマイナンバーカード (写) 等又は課税証明書等を提出する場合は、②のチェックボックスのうちいずれかに☑します。 離婚等により、保護者 (親権者) が1名の場合、あるいは、保護者 (親権者) が2名いるが、育児放棄等の家庭の事情により、やむを得ず保護者 (親権者) のうち1名のマイナンバー又は課税証明書等を提出できない場合は、こちらに☑します。
③ <input type="checkbox"/> 未成年後見人 1名分 <small>親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)</small>	
④ <input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者 (主たる生計維持者) 1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合等	
⑤ <input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合・未成年であるが市町村民税所得割と道府県民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合等	
(2) - 2 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付しません。	
⑥ <input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが、未成年で市町村民税所得割と道府県民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合 例 (児童相談所、児童養護施設、里親、ファミリーホーム等)	
⑦ <input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割と道府県民税所得割を課されていない場合、又は個人番号の指定を受けていない場合	

個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄

(⑥・⑦に☑を付けた場合は記載不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
ふりがな さいたま はなこ 埼玉 花子	母	ふりがな	

※ 保護者等が1名の場合、その氏名を記入し、保護者 (親権者) の氏名を記入します。

※ 保護者 2名分のマイナンバーカード (写) 等又は課税証明書等を添付する場合は、2名それぞれの氏名を記入します。

※ 1名分のマイナンバーカード (写) 等又は課税証明書等を添付する場合は、その者の氏名を記入します。

【3. 確認事項】
・ 保護者 (親権者) の氏名を記入します。
・ 保護者 (親権者) が2名いる場合は、2名それぞれの氏名を記入します。
・ 保護者 (親権者) が1名いる場合は、その者の氏名を記入します。

貼付台紙記入例

個人番号カード(写)等貼付台紙

申請日現在の住所を記入してください。保護者等の個人番号を 1 名分提出します。方税関係情報を取得することに同意します。

学校名	課程	学科	学年	クラス	番号
埼玉県立埼玉高等学校	<u>全日制</u> 定時制 通信制	普通	1	1	1

生徒	フリガナ	姓 <u>さいたま</u>	名 <u>いちろう</u>	住所	〒 <u>330-9301</u>
	氏名	<u>埼玉</u>	<u>一郎</u>		埼玉 <small>都府県</small> <u>さいたま</u> <small>市区町村</small>
	生年月日	<u>昭和</u> <u>平成</u> <u>16</u> 年 <u>4</u> 月 <u>7</u> 日	<u>浦和区高砂3-15-1</u>		

保護者等 ①	フリガナ	姓 <u>さいたま</u>	名 <u>はなこ</u>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p style="text-align: center;">通知カード</p> <p>個人番号 0987 6543 2109</p> <p>氏名 埼玉 花子</p> <p>住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1</p> <p>昭和 54 年 6 月 30 日生 性別 女</p> <p>発行日 平成 27 年 10 月 10 日 さいたま市長</p> </div>
	氏名 (同意者署名)	<u>埼玉</u>	<u>花子</u>	
	生年月日	<u>昭和</u> <u>平成</u> <u>54</u> 年 <u>6</u> 月 <u>30</u> 日		
	生徒との 続柄	親権者(父・ <u>母</u>) その他()		
	住所	<small>※H31年1月1日現在、上記生徒住所と異なる場合のみ記入してください</small> 〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		

保護者等 ②	フリガナ	姓	名	保護者等の 個人番号カード、又は個人番号カード通知カード 写し貼付欄 個人番号カードの場合 個人番号が記載されている面(裏面)を上にして 貼り付けてください。
	住所	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0; margin-bottom: 10px;"> <p>申請日現在の住所と、平成31年1月1日現在の住所が異なる場合は、こちらに平成31年1月1日現在の住所を記入してください。 この住所の市町村へマイナンバーを使用して、税情報の照会をします。</p> </div>		

注) 個人番号カード、個人番号通知カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と合わせて提出願います。
上記保護者のみが記載された住民票等にしてください(生徒本人等、保護者以外の個人番号は載せない)。

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

- 【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。
- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。
- 【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。
- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、④又は⑤のうちいずれか該当する方を選択してください。
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①又は③に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
- （注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

- イ 都道府県（文部科学省）が最新の道府県民税所得割の額及び市町村民税所得割の額を個人番号を利用して確認します。
- ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ニ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ホ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ヘ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- ト 受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の変更決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。
- チ 個人番号の利用によっては道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。
- リ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

お問い合わせ

制度内容の質問に関しては、下記担当までお問い合わせください。

さいたま市教育委員会 高校教育課 管理係

電話 048-829-1673 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

または 埼玉県教育局財務課 授業料・奨学金担当

電話 048-822-5670 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉 就学支援金 国公立

検索

